

令和4年第8回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和4年12月2日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第56号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第57号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第58号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第60号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第61号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 6 3 号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 6 5 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 6 6 号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 6 7 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 6 8 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 6 9 号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 9 議案第 7 1 号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 0 議案第 7 2 号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 1 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 2 議案第 7 3 号 令和 4 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 3 3 議案第 7 4 号 令和 4 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 4 議案第 7 5 号 令和 4 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 5 議案第 7 6 号 令和 4 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 4 8 号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 9 号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 0 号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第56号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第57号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第58号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第60号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第61号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第64号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第30 議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について

- 日程第31 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第32 議案第73号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第33 議案第74号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第34 議案第75号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第35 議案第76号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について

会議録1号用紙

片品村議会会議録				第 1 日
令和 4 年 1 2 月 2 日				
出席議員 1 2 名		欠席議員 名		欠員 名
第 1 番	萩原和典			(出 席)
第 2 番	狩野孝夫			(出 席)
第 3 番	鹿野一郎			(出 席)
第 4 番	千明道太			(出 席)
第 5 番	北澤佳子			(出 席)
第 6 番	星野吉弥			(出 席)
第 7 番	千明勉			(出 席)
第 8 番	後藤眞平			(出 席)
第 9 番	萩原正信			(出 席)
第 1 0 番	高山悦夫			(出 席)
第 1 1 番	星野栄二			(出 席)
第 1 2 番	飯塚美明			(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	倉	田	秀	和		
住	民	課	長	星	野	孝	行		
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事	務	局	長	梅	澤	康	明	
給食センター	所	長	三	浦	さ	く	子		
会	計	管	理	者	戸	丸	徳	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
係	長	小	林	由	里		

議長（千明道太君） ただいまから、令和4年第8回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 飯塚美明君及び1番 萩原和典君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月9日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（千明道太君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
次に、議員派遣の件を報告します。
お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（千明道太君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。
本件について、総務観光常任委員長の報告を求めます。
総務観光常任委員長 萩原和典君。

(総務観光常任委員長 登壇)

総務観光常任委員長(萩原和典君) 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和4年11月7日から9日までの3日間です。

視察の場所は、北海道東川町及び苫小牧市です。

視察の目的は、(1)人口減少対策について。

(2)空き家の有効活用について。

(3)忠別ダムの活用について。

(4)旭岳の噴火を想定した避難訓練の実施状況について。

(5)三千櫻酒造の誘致について。

(6)株式会社イワクラの木材利用についてです。

次に、視察先の概要ですが、東川町は、北海道のほぼ中央に位置する人口8,500人の町です。東部は山岳地帯で大規模な森林地域を形成し、日本最大の自然公園大雪山国立公園の区域の一部になっています。毎年、日本一早い紅葉で有名な大雪山系の最高峰旭岳は、東川町域に所在しており、大雪山の伏流水により豊富な地下水があるため、全町民が湧き水で生活し上水道、鉄道、国道のない全国でも珍しい自治体です。

また、旭川空港から約10分程度とアクセスもよく、豊富な森林資源と優れた自然の景観が観光資源として高く評価されています。

(1)人口減少対策についてですが、東川町の移住・定住政策は、税務定住課が担当窓口となり進めています。ただし、移住・定住への取組は、幅が広い町民のあらゆる分野で協力していくことで効果を発揮しています。

主な政策として、教育施設環境の充実があります。校舎の整備もそうですが、周囲に体験農場や果樹園の整備など、児童が体験して学ぶ教育に力を入れていると感じました。

その一つに、食育として児童が農場で作った作物を給食に利用するといったことがありました。このほかにも、様々な子育てと教育の切れ目のない支援を行っています。環境の充実したこの学校で学ばせたいという30代、40代の子育て世代の移住が増え、毎年50人ほどの出生数ですが、入学時には70人ほどに増えています。

また、49名が地域おこし協力隊として、それぞれに事業が与えられ活動しているそうです。

次に、(2)は空き家の有効活用についてです。

空き家対策としては、流動化事業交付金制度というものがあり、賃貸、売買の際のリフォーム代や片づけ費用に上限20万円を交付しています。空き家の環境整備をして有効活用することにより、空き家物件のニーズも高まり、官民連携しながら物件情報の橋渡しをしています。

コロナ禍で働き方が変わり、こうした時代のニーズに合わせた取組の一つとして、旭川空港から10分、首都圏から2時間と立地条件のよい東川町は、2拠点生活にも適してい

ることから、サテライトオフィスを2022年5月に役場庁舎隣接地に併設しました。

都市部の企業等を中心に、町に定着したい企業と新たに町に進出したい企業が占有できる滞在機能型サテライトオフィスを整備し、進出企業の定着と社員等の移住に結びつけ、働く場を提供して町の移住増を図っています。

(3) 忠別ダムの活用についてです。

忠別ダムは、東川町、東神楽町、美瑛町の3町が接する忠別川に建設された多目的ダムです。市街地と旭岳の中間にあり、特にダムの周りには観光施設等はありませんが、カヌー体験やトライアスロンの大会等、自然を生かした利用に活用しているそうです。

(4) 旭岳の噴火を想定した避難訓練の実施状況についてです。

旭岳の火山噴火を想定した避難訓練を本年10月12日に実施し、午前中に住民対象の避難訓練、午後に北海道主催の大雪山火山噴火防災総合訓練が行われました。避難誘導や避難所の開設、運営訓練など、実際の動きを体験することは非常に重要なことです。

片品村にある日光白根山も常時観測対象となっていますので、万が一に備え避難訓練を行う必要があると思います。

(5) 三千櫻酒造の誘致についてです。

岐阜県中津川市の三千櫻酒造が2019年に東川町に移転し、2020年11月に全国でも珍しい公設民営型酒造が誕生しました。公設民営型酒造とは、自治体と民間が協力して造る酒蔵のことで、建物は東川町が建設し三千櫻酒造が運営しています。米と水がおいしい東川町が日本酒造りを熱望し、公募で名乗りを上げた三千櫻酒造と二人三脚で酒蔵を造り上げました。地元にある資源を活用したこの取組は、今後の企業誘致等の参考になると感じました。

(6) 株式会社イワクラの木材利用についてです。

苫小牧市の株式会社イワクラは、川に例えると川上の木の伐採から川下の木材、木質製品の生産を一括して行う全国でも珍しい総合木材業の会社です。戦後から昭和30年代には、片品村にも岩倉組として事務所があったそうです。

樹種を問わず木の幹、枝、根全てを社内各部門で使いこなし、唯一廃棄しているものは灰だけだそうです。

今回の視察の結果ですが、東川町は移住者が多く、各メディアでも紹介され注目されています。30年前から東川町に合ったそれぞれの取組を移住政策とともに進め、まちづくりをしてきたことが魅力となり、移住者の増加につながっています。

片品村でも、独自の片品らしい魅力ある政策を考え、行政と民間が協力・連携し、それぞれの特性を生かしながら、村づくりをしていくことが重要だと感じました。

また、水を活用した企業誘致や株式会社イワクラの木材利用等、どちらも片品村にもある資源ですので、これらを参考にして、これからの片品村の発展に生かせればと思います。

以上で、総務観光常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（千明道太君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、産業民教常任委員長の報告を求めます。

産業民教常任委員長 千明勉君。

(産業民教常任委員長 登壇)

産業民教常任委員長(千明 勉君) 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和4年11月7日から9日までの3日間です。

視察の場所は、北海道七飯町です。

視察の目的は、(1)社会福祉法人道南福祉ねっとが運営するグループホームについて。

(2)道の駅なないろ・ななえの概要及び運営について。

(3)株式会社はこだてわいんの取組についてです。

次に、視察の概要ですが、七飯町は、人口約2万8,000人、面積216.75平方キロメートルで、北海道の渡島半島南部に位置し、南東は函館市に、西は北斗市にそれぞれ接していて、町の北部には北海道駒ヶ岳と大沼・小沼を擁する大沼国定公園があります。平均気温が7.7度前後と、北海道で最も温暖な気候を生かした基幹産業である農業は、水稻をはじめ、ダイコン、ネギ、ニンジンなどの畑作、リンゴ、ブドウなどの果樹と多岐にわたり、さらには酪農、畜産も行われています。日本における西洋式農法発祥の地であり、日本で初めて男爵芋の栽培が行われた土地でもあります。

町を縦断する国道5号線を軸に、函館空港、函館港への交通手段も充実していて、道南の交通結節点であるとともに、平成28年3月には北海道新幹線、新青森・新函館北斗間が開業し、本州方面との交流が活発化されています。

(1)社会福祉法人道南福祉ねっとが運営するグループホームについてですが、道南福祉ねっとのグループホームは、2007年に七飯町でグループホームすみれを開所し、空き家等を活用しながら事業を進め、現在では、事業所として3事業所を開設、合計24もの施設を有し、利用定員134名で運営しています。

住宅街の中で、各ホームの定員も2名から10名と、一般家庭の人数を意図した規模で生活をする施設運営を行っています。利用者についても、障害の種別や軽重等を問わず、あらゆる方が利用しています。グループホームでは、利用者個々の状況に応じ、夜間も職員が常駐してサポートするホームと一定の設備を備えた施設の下で職員が巡回でサポートをするホームがあります。

七飯町では、障害福祉サービスはもとより、介護保険サービスにおいても町営のグループホームはなく、全て民間の事業所による運営となっているようです。

(2) 道の駅なないろ・ななえの概要及び運営について、2021年度道の駅チェックインランキング北海道内1位、2022年度道の駅総合満足度、北海道内2位と大変人気のある道の駅なないろ・ななえの運営について視察いたしました。

この道の駅は、函館と札幌を結ぶ国道5号線の沿線の町七飯町に平成30年に開業いたしました。平成30年度には100万人が利用、平成31年度99.6万人、令和2年からはコロナの影響により減少しましたが、それでも75万人、令和3年度は85万人、令和4年度は10月までに85万人が利用しています。敷地2.2ヘクタール、建物の延面積は約1,000平方メートルで、特産品売場、飲食テナント、トイレ等があり、駐車場は180台分のスペースのあるゆったり感のある道の駅です。

総建設費10億円、運営は町から指定管理者として委託された一般社団法人七飯町振興公社です。道の駅が計画された平成29年5月に七飯町商工会、七飯町物産振興協議会、地元農家代表12名等で組織する一般社団法人七飯町振興公社を設立しました。

町からの出資金はゼロ、役場職員を振興公社の役員や天下り先として出向させることは前提になく、完全な独立採算の民間企業です。唯一、町が関わっていることは、道の駅の中で、トイレや駐車場等利益を生まない施設の維持・管理に係る費用を町の予算から年間2,220万円の上限を設けて指定管理料として支出しています。

七飯町振興公社は、これまで毎年、黒字経営が続いていますが、その利益を町に納付する取り決めはなく、全額を公社の利益とし、独立採算の会社として町と一線を画しています。

(3) 株式会社はこだてわいんの取組についてですが、はこだてわいんは、1973年に駒ヶ岳酒造として設立。以来、ブドウから造る本格的なワインはもちろんのこと、大地の恵みである様々な果物を原料としたフルーツワインを造っています。現在、多様化する国産ワイン市場において、いかに個性を確立するか。オリジナリティーを目指すかが問われています。北の大地北海道の企業として、常に開拓者であることを意識しつつ、日本人の味覚に合う日本のワインを目指しているということです。

自然豊かな北海道において、ワイン醸造用ブドウの作付面積では日本最大の規模を誇っています。その中心となるのが、昨年、むらづくりに対する特別委員会で視察に行った余市地区で契約農家を通して原料ブドウを栽培しています。また、近年では、道南地区においても原料ブドウを栽培しており、広大な北海道の各地域のテロワールを感じることができます。

近年、脚光を浴びている無添加ワインの製造には20年以上の歴史があり、はこだてわいんの無添加ワインには、濃縮果汁から造るものと生果実から醸造するものがあります。特に、生ブドウを破砕、除梗してつくる無添加ワインには高度な醸造設備が必要であり、その技術、設備をほかのワインにも生かし、シナジー効果を生んでいるようです。

次に、視察の結果ですが、全国で少子高齢化が加速する中、高齢者福祉については2025年が一つの区切りであり、2040年に高齢者人口のピークを迎えます。介護福祉施設等に入居したくても入居できないのが現状です。待機難民がさらに増加してくることが

予想されます。今からでも、これらの現状に則した保健福祉行政、介護福祉政策を進め、民間が無理であるならば、村主導でグループホーム等の事業を進めていただきたいと思います。

道の駅なないろ・ななえの視察を通して学んだことについては、片品村振興公社株式会社は、村から85%の出資により設立した第三セクターの会社ですが、令和2年度まで村が経営、人件費を含む運営に係る費用を村が振興公社に支出し、運営を委託してきました。令和3年度より経営は村から振興公社へ変更となり、独立採算を目標に経営することを議会からも提案をしました。

片品村は、トイレや駐車場等の利益を生まない施設の維持、管理について協定書を交わし、毎年、委託費として一般会計より支出しています。そのほか令和3年度、令和4年度の赤字を補填しています。したがって、体制や契約内容について、再考の余地があるのではないかと思います。

また、歴史あるはこだてわいんを視察し、改めてブドウ作りに対しての奥深さを感じました。これから始まる山ブドウの生産に、ぜひとも生かしていければと思います。

以上で、産業民教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（千明道太君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 一般質問

議長（千明道太君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

6番 星野吉弥君。

6番（星野吉弥君） 6番。

議長（千明道太君） 6番。

（6番 星野吉弥君登壇）

6番（星野吉弥君） 皆さん、おはようございます。

質問に先立ちまして、今年2月、ロシアのウクライナ侵攻、他国の戦争が世界経済、そ

して日本経済、さらには私たちの身近な生活経済への影響を及ぼしています。世界は一つの経済循環だと痛感しています。早い段階での戦争の終結と経済の安定を願います。また、ワールドカップ日本代表の今朝の勝利、さらなる今後の健闘を祈念し、長友選手のようにブラボーとはいきませんが、私なりに元気よく通告に基づき質問をさせていただきます。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

それでは、質問をさせていただきます。

1番として村内事業の継続支援について。今回、片品村ががんばる事業者応援給付金の第3弾、物価高騰対策版の事業者別実績はどのような交付実績になったか、お答えお聞かせください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問につきましてお答えをいたします。

片品村ががんばる事業者応援給付金第3弾の実績についてですが、宿泊事業者給付件数150件、現金での給付及び商工会商品券での給付を合わせた給付金額2,640万円、農業者給付件数108件、給付金額1,460万円、その他の業者給付件数150件、給付金額2,020万円、合計給付件数408件、給付総額6,120万円でございます。支給状況についてですが、現金支給分は11月28日に振込済みでございます。また商品券での支給分については既に発送を開始し、間もなく全ての対象者のお手元へ届くことと思っております。

この片品村ががんばる事業者応援給付金第3弾については、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている村内の事業者に対する事業継続等を応援するという目的からして、かなり効果がある事業であったのではないかと感じております。冬の寒い季節を迎えるに当たり、今後村民の皆様においても、灯油や重油、ガスをはじめとする燃料などの支出が増える時期となってきます。

村としては、次の施策として一般家庭における経済的負担の軽減に資することを検討しておりますので、議員各位のさらなるご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（千明道太君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

今回の事業者応援給付金の第3弾は、アイデアもよく、給付時期のタイミングや村内事業者全般にわたっての支援として、多くの村民から絶賛のお話も伺っております。また、昨年同様、燃料店等の生活支援を村当局も対応していることで、いろいろと感謝を申し上げ、次の質問に移ります。

2番として、子育て世帯の医療費の支援についてです。

中学生以下の医療費は、2009年群馬県の指導で県下自治体35市町村が無料ですが、近年、県内の自治体の多くが高校世代の医療費無料化を制度化するケースが個別自治体で増えていますが、今後、当村も制度化を進めるべきと考えますが、いかがな考えでしょうか。お願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問につきましてお答えをいたします。

福祉医療費支給制度は、子どもや重度心身障害者、または母子家庭等一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担額を無料化する制度です。県と市町村がそれぞれ2分の1を負担しています。

現在、本村での福祉医療費支給制度の対象となる子どもは母子家庭や父子家庭を除き、群馬県の制度と同様に中学校卒業までとしています。しかし、本年4月の時点での県内他市町村の状況は、議員のご質問のとおり、入院・通院共に対象年齢を18歳までの年度末までとしているのは9市町村、入院のみの対象年齢を18歳の年度末までとしているのが8市町村で、県内の17市町村が独自に対象年齢を引き上げています。

さらに上毛新聞の調査によりますと、令和5年度から新たに入院・通院共に対象年齢を引き上げる予定の自治体が11市町村なので、県内28の市町村が独自で制度化することになり、今後さらに増えると考えております。利根沼田管内の現状については、みなかみ町が入院のみ18歳の年度末までとしています。それ以外の本村を含む4市村は上毛新聞の調査時点では検討している状況だったため、管内で統一した対応を取れるよう協議を

しているところです。

本村としては、子どもの健康保持、増進のためにも医療費の心配をせずに医療機関で受診できることは大変重要だと考える一方で、無駄な受診が増えることによる医療費の増加も懸念されますが、対象年齢の引上げについては前向きに検討していきたいと考えております。

なお、高校生世代の医療費無料化については、令和2年4月の時点で福島県のほか3県が都道府県単位での補助を実施しており、東京都が令和5年度から実施の方針を示しています。このように高校生世代の医療費無料化が国による一律の制度でないため、県や市町村により、その内容に差が生じるのは好ましくないと考えております。

国は令和5年4月には子ども家庭庁を設置し、子育て世代への支援を充実していくと思いますので、福祉医療費支給制度の見直しについても国の動向を注視し、周辺市町村と共に国や県に要望していきたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解とご指導をよろしくお願いいたします。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（千明道太君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

大変ありがとうございます。

近年の少子化を考えると、本来は国が制度として統一すべき制度と考える問題だと同感します。今後も市町村と連携、さらに議長にもお願いをしますが、議長会のほうからも要望活動をお願いし、次の質問に移ります。

3番として、農業用生産資材の高騰対策について。

国・県等の農業資材高騰対策により肥料、飼料、燃料の補填が進められましたが、当村の作物形態から資材高騰が来年度以降の農業経営にさらに厳しく影響するものと思います。次年度のハウスビニール、マルチ、出荷用段ボール等の生産資材全般の価格上昇に対し、県国等へ他市町村と連携した補填対策要請活動や次年度以降の管内生産者への補填を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

本年8月の群馬県通知により県が窓口となり、農業経営への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業が実施されました。これは本年6月から10月に注文した秋の肥料分に

ついて、化学肥料の使用量を減らす取組を行う条件付で、昨年度からの値上がり分の一部を国が支援金として交付いたしました。また、来年の春の肥料分につきましても、今後、交付対象となる予定であります。同じく8月には、JA利根沼田組合長より生産資材高騰対策にかかる緊急要請を早期に実施するよう要望書が村へ提出されております。

村といたしましては、地方創生臨時交付金を活用し、片品村ががんばる事業者応援給付金第3弾物価高騰対策版としてコロナ禍で大きな影響を受けている農業経営者を含めた村内全事業者に対し、燃料や資材、原料等の購入費の一部を支援し、今後の事業継続等を応援するため給付金の交付を行い、農業者の給付実績は件数108件、総額1,460万円でございました。

議員ご質問の片品村の作物形態から来年度以降の農業経営に資材高騰のあおりによる影響が懸念されることにつきましては、関係機関、管内市町村が連携し、農業者の経営基盤の安定や持続可能に向け、肥料に限らず生産資材全般について、価格上昇分は高騰対策の補填対象となるよう国及び県に強く要請していきたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（千明道太君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

いずれの質問にも村長の積極的答弁をいただき、大変心強く感じています。大変ありがとうございます。

今年のJA利根沼田片品支店出荷場販売実績10月末は、野菜及び花卉の合計で14億2,000万円余、昨年度末、12億3,000万円に対し115.4%と厳しい栽培条件下、農家の努力により好成績と感じています。この要望活動についても、私もJA利根沼田、さらにはJA群馬中央会等へも組織要請活動として取組を依頼していきますので、今後ともご指導をよろしくお願いをし、私の一般質問を終わります。

議長（千明道太君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律のほか、規律対象により別個に法令等が定められているところ、令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により個人情報の保護に関する法律が改正され、改正法により全ての規律対象が一律に規律されることとなり、地方自治体にも令和5年4月1日から適用されます。

これを受けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな「新法個人情報保護法」に基づく運用へ移行させるため、新たに施行条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

議長（千明道太君） 総務課長。

総務課長（倉田秀和君） それでは、議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明いたします。

先ほどの村長の説明のとおり、今回の条例制定は、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定するため、全国の自治体で個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本事項を定めるものでございます。

第1条では、趣旨として、個人情報の保護に関する法律に基づく条例であること。

第2条では、村の機関の定義等を定めるものでございます。

第3条では、開示請求に係る手数料等の徴収方法に関するものについて。

第4条では、片品村情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めるものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行すること。また現在の「片品村個人情報保護条例」及び「片品村特定個人情報保護条例」を廃止するというもの、さらにその

2つの条例を廃止したことに伴う経過措置を定めるものでございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 片品村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
は、原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例
の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

議案第48号でご説明のとおり、本団体を含む地方公共団体の個人情報保護制度は、改正後の個人情報保護法に規定する全国的な共通ルールを基に運用することとなります。

今回の個人情報保護法改正に伴い、片品村個人情報保護条例は廃止されることとなりますが、現存の片品村情報公開・個人情報保護審査会における審査請求等の審議は、法改正後も引き続き行う必要があるため、同審査会の設置や運用について規定する片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議長(千明道太君) 日程第8、議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この高齢者部分休業は、この制度を選択した職員の例えば地域ボランティアへの参加など、新たな生活設計を可能とするとともに、高齢者部分休業により勤務しない時間における業務を若年層の職員が代替することにより新たな地域雇用の創出にも貢献することが期待できるとして平成16年に導入されたものであります。

来年4月から施行される定年延長制度により、職員の高齢化が進み、この制度を必要とする状況となる可能性も高まることから、群馬県や近隣自治体と同様に、高齢者部分休業に係る条例の整備をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 倉田秀和君。

総務課長(倉田秀和君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、最近における物価の変動に鑑み、令和4年4月6日に公職選挙法施行令が改正されたことにより、本村もこれに倣い、それぞれの単価を改正するものであります。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 5 9 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第 1 0、議案第 5 2 号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 9、議案第 6 1 号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上 1 0 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第 5 2 号から議案第 6 1 号までの職員の定年延長等に関連する各条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務、上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることになりました。

地方公務員法の一部を改正する法律は、このことを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることをそ

の内容とするものです。

地方公務員法の改正法は、令和5年4月1日から施行され、職員の定年は、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられることとなります。

議案第52号から議案第61号までは、その地方公務員法の改正による職員の定年延長等に関連する各条例の一部を改正するものとなります。

詳細につきましては、一括して担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第54号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 片品村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第55号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第56号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第57号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第58号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第61号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第61号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第20、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえ、村議会議員の期末手当の増額をするため関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和4年12月に支給する期末手当の支給率を100分の215から100分の225に改めるものでございます。

第2条は、令和5年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の225から100分の220に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するというものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第21、議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、現在、職員の給料表を準用することと規定しているフルタイム会計年度職員に、給料表を規定することに伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の改定をするため関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第22、議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤のものの期末手当の増額をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和4年12月に支給する期末手当の支給率を100分の215から100分の225に改めるものでございます。

第2条は、令和5年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の225から100分の220に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第23、議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、職員の給料表の改定及び勤勉手当の増額をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和4年12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職員については100分の95.0を100分の105に、管理職については100分の115.0を100分の125に、また再任用職員については100分の45を100分の50に改めるものでございます。

第2条は、令和5年4月1日施行による勤勉手当について、支給率を一般職員について

は100分の105から100分の100に、管理職については100分の125から100分の120に、また、再任用職員については100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第24、議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、フルタイム会計年度職員に給料表の規定をするため関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第25、議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度の国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対して行われる減免措置の期間を延長するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第26、議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この改正は、議案第48号及び第49号でご説明のとおり、個人情報保護制度の改正によるものです。

改正法により全ての規律対象が一律に規律されることとなり、全部の地方自治体にも来年4月1日から適用されることから、その措置に準じて、片品村介護保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、要支援認定または要介護認定に使用した該当者本人の個人情報の閲覧の方法について、該当者本人の委任による代理人からの村長に対する開示及び該当者本人の同意を得て行う村長による保有個人情報の提供の申出によるものと定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

議長（千明道太君） 日程第27、議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例の廃止は、職員の定年引上げ等により、現行の再任用制度が廃止となり、定年前再任用短時間勤務職員制度への移行、暫定再任用制度が開始されることから、片品村職

員の再任用に関する条例の廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 片品村職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例について

議長（千明道太君） 日程第28、議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例の提案の説明を申し上げます。

片品村奨学資金は、昭和51年度から運用が開始され、令和4年度までの累計で436件、約6億8,000万円の貸付けを行っておりますが、近年は利用者数が減少しており、大学や専門学校などへ通う学生や保護者への支援策を別な方法で講じるため、片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止するものであります。

奨学資金条例の廃止後は、金融機関の教育ローン等を利用していただくこととなりますが、その際に発生する利息分について、一定条件の下で補助する制度を創設するなど、利用者の利便性を高める工夫をしながら就学支援を行っていきたいと考えております。

さらには、大学等を卒業した後に本村へ戻って就業した場合には、奨学資金や教育ローンの返済の一部についても補助を行い、人口減少対策にも寄与できる制度も検討してまいりたいと考えております。

附則につきまして、第1条は施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2条では、廃止前の条例により貸与が決定された奨学資金については、引き続き貸与が継続される経過措置を定めたものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 片品村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第29 議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議
について**

議長(千明道太君) 日程第29、議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

利根沼田郡市内の各ごみ処理施設が耐用年数を迎つつある中で、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに規定する一般廃棄物処理広域化を推進し、将来における効率的なごみ処理を確保することを目的として、新たなごみ処理施設及び附帯施設の設置に関する事務を共同処理することについて、令和4年9月に構成団体間で合意しました。

これに伴い、令和5年4月1日から当組合が新たなごみ処理施設及び附帯施設の設置に関する事務の実施主体となり、施設建設に係る準備を進めていくため、当該事務を新たに当組規約第3条の共同処理する事務に加える必要があることから、組規約の一部を変更するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について

議長（千明道太君） 日程第30、議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、利根沼田各市町村が、将来的に一般廃棄物処理の共同化に取り組むに当たり、新たなごみ処理施設及び附帯施設の設置に関する事務を利根沼田広域市町村圏振興整備組合が行うことに伴い、当該事務を利根東部

衛生施設組合同規約第3条の共同処理する事務から除外するための規約変更であります。

以上について、利根東部衛生施設組合から地方自治法第286条第1項の規定により協議がありましたので、同法第290条の規定により議決をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第31 報告第7号 専決処分の報告について

議長（千明道太君） 日程第31、報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

本報告については、令和3年10月28日に契約締結をしました細工屋橋橋梁耐震・耐荷補修工事の工事変更請負契約締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、農林建設課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第32 議案第73号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第6号）について

日程第33 議案第74号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第34 議案第75号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第35 議案第76号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について

議長（千明道太君） 日程第32、議案第73号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第6号）についてから日程第35、議案第76号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第73号から議案第76号までの令和4年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第73号 令和4年度片品村一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億672万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,227万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金の増額及び村債の減額であります。

歳出につきましては、総務費、民生費、土木費、教育費等の増額で、燃料価格高騰に対する支援として村内で使える燃料券の支給事業第2弾の実施、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の実施などが主なものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第74号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,683万8,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第75号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億2,447万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第76号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について、

提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,675万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、施設費、建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第73号から議案第76号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（千明道太君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時50分 散会